

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 東海財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年 6月25日 |
| 【会社名】 | カネ美食品株式会社 |
| 【英訳名】 | Kanemi Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 三輪 幸太郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 名古屋市緑区徳重三丁目107番地 |
| 【電話番号】 | (052) 879-6111 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役業務本部管掌 倉又 輝夫 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 名古屋市緑区徳重三丁目107番地 |
| 【電話番号】 | (052) 879-6111 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役業務本部管掌 倉又 輝夫 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区兜町2番1号) |

1【提出理由】

当社は、平成30年6月21日開催の当社第48回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- イ 期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金30円
- ロ 効力発生日
平成30年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、親会社であるユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社と決算期を統一することにより、決算業務及び経営計画策定並びに業績管理等の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日に変更したく、現行定款第12条、第13条、第36条、第37条に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、第49期事業年度は平成30年4月1日から平成31年2月28日までの11ヵ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、三輪幸太郎氏、園部明義氏、白井恭幸氏、倉又輝夫氏、中山勇氏、佐古則男氏、松岡正明氏及び西井剛氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、赤塚憲昭を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|----------------------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 87,579 | 69 | | (注)1 | 可決99.20 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 87,586 | 62 | | (注)2 | 可決99.21 |
| 第3号議案 取締役8名選任の件 | | | | (注)3 | |
| 三輪 幸太郎 | 87,222 | 426 | | | 可決98.80 |
| 園部 昭義 | 87,297 | 351 | | | 可決98.88 |
| 白井 恭幸 | 87,537 | 111 | | | 可決99.16 |
| 倉又 輝夫 | 87,535 | 113 | | | 可決99.15 |
| 中山 勇 | 87,540 | 108 | | | 可決99.16 |
| 佐古 則男 | 87,537 | 111 | | | 可決99.16 |
| 松岡 正明 | 87,271 | 377 | | | 可決98.86 |
| 西井 剛 | 87,281 | 367 | | | 可決98.87 |
| 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | (注)3 | |
| 赤塚 憲昭 | 87,182 | 465 | | | 可決98.76 |

(注)1. 出席(株主総会前日までの事前行使分を含む)した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席(株主総会前日までの事前行使分を含む)し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席(株主総会前日までの事前行使分を含む)し、出席(株主総会前日までの事前行使分を含む)した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上